

平成 27 年度

第 1 回 大槌町都市計画審議会 議事録

日時 平成 27 年 5 月 27 日 (水)

午後 10 時 00 分～

場所 大槌町役場仮庁舎 3 階 大会議室

会議次第 ----- P. 1

出席者 ----- P. 2

会議録 ----- P. 3

第1回 大槌町都市計画審議会

日時 平成27年5月27日(水)
午前10時00分から
場所 大槌町役場仮庁舎3階大会議室

次 第

1、開会

2、委嘱状の交付

3、挨拶

4、付議

5、議事

- 議案第1号 大槌都市計画用途地域の変更について
- 議案第2号 大槌都市計画町方地区地区計画の決定について
- 議案第3号 大槌都市計画安渡地区地区計画の決定について
- 議案第4号 大槌都市計画赤浜地区地区計画の決定について
- 議案第5号 大槌都市計画吉里吉里地区地区計画の決定について
- 議案第6号 大槌都市計画安渡津波復興拠点地区地区計画の変更について
- 議案第7号 大槌都市計画特定用途制限地域の決定について
- 議案第8号 大槌都市計画下水道の変更について

6、その他

7、閉会

出席者

出席委員

会長	社団法人岩手県建築士事務所協会釜石支部長	岩 間 正 行
会長職務代理者	大槌商工会会長	菊 池 良 一
委員	前大槌町農業委員会会長	佐 藤 典 男
	大槌町議会議員	金 崎 悟 朗
	大槌町議会議員	後 藤 高 明
	大槌町議会議員	野 崎 重 太
	東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター長	河 村 知 彦
	岩手県沿岸広域振興局土木部長	加 藤 裕

事務局

大槌町副町長	大 水 敏 弘
復興局長	那 須 智
復興局復興推進課技術推進役	宮 本 幸 司
復興局都市整備課長	青 木 利 博
復興局都市整備課企画推進班長	阿 部 保 幸
復興局環境整備課下水道班長	雪 下 清 規
復興局復興推進課統括管理班長	佐々木 育 也
復興局復興推進課統括管理班主任技師	林 正 生
復興局復興推進課統括管理班技師	木 下 亮
復興局復興推進課事業推進班長	小 國 晃 也
復興局復興推進課事業推進班技師	岩 間 正 徳
復興局復興推進課事業推進班主事	小 林 弘 貴

10:00開始

■小林

おはようございます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたのでこれより平成27年度第1回大槌町都市計画審議会を開催いたします。本日の進行をさせていただきます、大槌町復興推進課の小林と申します。どうぞ宜しくお願いします。

審議会に先立ちまして出席の皆さま方へお願いがございます。携帯電話につきましては、電源をオフにするか、マナーモードに設定をお願いします。今一度ご確認ください。また、傍聴の皆さま及び報道機関の皆さま方には、受付時において「傍聴要領」を配布させていただいておりますが、会議の進行を妨げる行為がある場合には退場していただくことがありますので予めお知らせいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

2. 委嘱状の交付を行います。昨年度まで委員を務めていただいております岩手県沿岸広域振興局土木部長の高橋委員が異動になりましたので、後任の加藤土木部長様に委員を務めていただきたいと思います。大水副町長より委嘱状の交付を行わせて頂きたいと思っておりますので加藤様前の方へお願いします。

■大水副町長

委嘱状 加藤 裕 大槌町都市計画審議会委員に委嘱する。

平成27年5月1日 大槌町長 碓川 豊 宜しくお願いします。

■小林

加藤様どうぞ宜しくお願いいたします。

本日は、岩崎委員が欠席となっておりますが、委員定数9名のうち8名の出席をいただいておりますので、大槌町都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりこの審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして大水副町長よりご挨拶申し上げます。

■大水副町長

みなさんおはようございます。本日もお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

大槌町都市計画審議会27年度に入りまして第1回ということになります。これまで皆様に大槌町のまちづくり行政、復興行政にお力添えいただいておりますことに大変深く感謝申し上げます。お陰様で復興事業もいよいよ槌音が響いておりまして町方地区をはじめ、吉里吉里、安渡、赤浜と、それから浪板もそれぞれ事業が進みつつあるという

ような状況になっております。それと合わせましてですね、大槌町では都市計画について、復興まちづくり後の土地利用形態に合わせた形で見直そうということでこれまで手続きを進めてまいりました。

今日はですね、その大きな一歩となるということだという風に思っておりますけども、用途地域の変更、それから地区計画の決定、それから特定用途制限地域、そして下水道の変更ということですのでい案件が多い訳なんですけれども、この都市計画決定を受けますと大槌町もいよいよ復興後の土地利用ができるようになるというところに足を進めていくということになります。内容についてご精査いただきましてご審議いただければという風に思っております。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

■小林

ありがとうございます。それでは岩間会長、議事の進行よろしくをお願いいたします。

■岩間会長

みなさんおはようございます。今日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は宜しくお願いいたします。

27年度第1回ということで今日はボリュームが議案8件、かなりボリュームがあるんですけども宜しくお願いしたいと思います。内容につきましては都市計画の用途変更と地区計画ということで前回内容は事務局の方から資料等説明していただいていたので大きな変更はないと思われましても宜しくお願いいたします。それで今日の1号議案用途地域の変更、それから7号の用途地域の特定用途制限地域の決定までに内容が関連いたしますので一括審議といたしたいと思いますがよろしいですか。

■委員

はい。

■岩間会長

そのようにいたしたいと思えます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。次第4の「付議」事務局の方から説明をお願いいたします。

■小林

本日の審議会の付議につきまして、副町長から会長に付議書を読み上げて付議いたします。大水副町長宜しくお願いいたします。

■大水副町長

大槌町都市計画審議会会長様 大槌町長 碓川 豊

大槌都市計画地区計画の決定及び用途地域の変更及び下水道の変更について（付議）
このことについて、都市計画法第19条第1項の規定により貴審議会に付議します。
なお、同法第17条第2項に基づく意見書は提出されませんでした。
（会長へ付議書を手渡す）

■岩間会長

承知しました。

それでは早速ではございますが、次第の4「議事」に入りたいと思います。先ほどお話ししましたけれども、付議案件8件ですけれども、議案の第1号大槌都市計画用途地域の変更についてから議案第7号大槌都市計画特定用途制限地域の決定まで7件につきまして関連ございますので、一括して事務局の方から説明をいただいて審議に移りたいと思いますので宜しくお願いいたします。

■宮本推進役

おはようございます。復興推進課の宮本でございます。私の方から議案1号から7号まで一括してご説明申し上げます。資料といたしましては、お手元の方にパワーポイントの資料が1つ、それから参考資料といたしましてピンクとグリーンのリフレットをお手元の方で必要に応じてご覧いただければということで参考でございます。

先程ご紹介ありました用途地域、それから地区計画、特定用途制限地域、この3種類の都市計画の内容でございます。

まず1といたしまして、今回の都市計画変更の背景でございますけれども、今回の震災復興の新たな市街地の形成ということで、こういった事業が進められてございます。それから、2つ目に上位計画といたしまして復興計画基本計画、それから都市計画のマスタープラン、こういったものが策定されております。それから3番目に、災害危険区域の設定をされてございます。こういったことを踏まえまして、都市計画につきまして見直しの必要が生じてきておるところでございます。

今回の都市計画の手続きの流れでございますが、都市計画審議会におきましては、今年の1月28日に素案をこれらにつきましてご説明を申し上げまして、素案の地域説明ということをして1月30日から2月8日まで。それから案ということをして策定いたしまして、これの全体説明会を3月21日と22日平日と休日にご説明を申し上げております。それから用途地域、それから特定用途制限地域の案の縦覧につきましては、4月7日から4月21日まで縦覧を行いました。併せて地区計画の原案の縦覧を条例に基づいたものといたしまして、4月7日から21日まで、意見書の提出はさらに1週間、28日まで行っております。それから、地区計画の案につきましては、それを踏まえまして、5月7日から5月21日まで縦覧を行ってございました。ということで今回、今日が都市計画審議会ということでございます。

まず、用途地域の変更案についてでございますが、考え方といたしまして、土地区画整理事業の区域につきましては、その事業の計画でございます土地利用計画に基づいた適切な用途地域と考えてございます。それから、津波復興拠点整備事業地区につきましては、業務系の拠点、或いは、その被災事業所の早期復興事業を目的とした用途地域と考えてございます。それから災害危険区域につきましては、まだ土地利用が不確定なところがございまして、原則といたしまして用途地域を外すという考え方でございます。その他の既成市街地につきましては、先程申しましたような上位計画を踏まえまして、必要な用途地域に見直すという考え方でございます。

では次に、地区ごとの変更案についてご説明申し上げます。

まず、町方地区でございます。こちらの方は、現在の用途地域の状況でございます。町方の赤の部分が商業地域、その周辺に一部近隣商業地域、そしてその周辺が第一種住居地域ということ。それからこの部分のところに準工という用途地域が現在のところあります。これにつきまして変更案ですけれども、この駅の周辺のところと、御社地のところを商業地域に縮小し、その周辺が近隣商業地域と、それを取り巻く形で第一種住居地域という形をとっております。なお、既にこちらの方につきましては、準工業地域に指定はされてございます。それからこちらの災害危険区域につきましては今回用途地域を外してございます。

次に安渡地区でございます。これが現在の用途地域でございますけれども、この港湾部のところにつきましては、準工業、それから第一種住居地域、それからこの道路の沿いにつきまして近隣商業地域というところでございます。今回こういった周辺に防集団地が計画されており、それからこちらの方が区画整理、というようなことを踏まえまして次のように変更をしようとしております。こちらにつきましては全域を準工業地域、それからこちらの区画整理、防集団地につきましては第一種住居地域ということでこの用途地域を拡大をするという形をとってございます。なお、この赤浜に続く災害危険区域

それから下野に続くところにつきましては、用途地域を外すということでございます。

次に赤浜地区でございます。現在の用途地域は工業地域がこちらの方にかかってございます。それからこちらは工業専用、それからこちらについては全域が第一種住居地域でございます。こちらの緑の点線のところが、区画整理の区域、それから防集団地が4カ所で計画されてございます。なお、いわゆる第6団地のところにつきましては、こちらが都市計画区域の線でございます、かなりの部分が都市計画区域外になってございますので、今回の用途地域を次のように変更を予定しております。ここは防集団地でございますけれども、これを含みまして、その周辺を含めましてですね、都市計画区域を拡大するというところで進めております。そこでこちらにつきましては用途地域を工業地域ということでしておりますけれども、この区画整理区域、それから防集団地の区域につきましては、現在の第一種住居地域を拡大するというところで用途を変更してございます。

それからこの白抜きの部分につきましては、災害危険区域ですので用途地域を今回外すことにしてございます。なお、ここの都市計画区域を拡大する部分で防集区域の外の区域につきましては今回用途の指定はしてございません。

次に、吉里吉里地区でございます。現在国道45号線がこのように通っております。そちら沿いについては、準工業地域ということになってございまして、それからJRの駅の周辺のところに近隣商業地域、その周辺が住居地域、それから一種中高層というような用途がございます。こちらにつきましては次のように変更です。45号がこのように形が違ってまいりますのでそれに合わせた形で変更するわけですが、45号沿いにつきましては、近隣商業地域に区画整理の区域の中において変えていきます。それ以外のところにつきましては、現在とほとんど同じように近隣商業地域を駅の周辺、それからその周辺が第一種住居というようなことで、防集団地のところがこの周辺の第一種中高層とあわせた形です。それからこの大きな区域につきましては、災害危険区域ですので用途を全面的に外してございます。なお、防集のD団地のところでございますが、この中学校とあわせて、新たに第一種住居地域に指定するという内容でございます。

次が小枕です。現在、沿岸部のところが準工業地域でございます。この山間のところに防集団地を計画されてございます。こちらの方災害危険区域になってございますのでこの全域の用途地域を外すということです。なお、防集団地の規模が一定の規模に満たないので用途地域はこちらの方は指定しないということでございます。なお、地元の方々の方から独自に今日の案件とは別でございますけれども地区計画でこちらの方は考えていく動きがございます。

次に白澤地区でございます。現在こちらの方の用途地域の指定はございません。無指定となっております。それにつきましてはこちらの方が第一種中高層住居専用地域こちらの方に指定をしないというような考えでございます。

次に大ケ口地区でございます。こちらは大部分が第一種低層住居専用地域でございます。それから真ん中のところが、第二種低層住居専用地域でございます。こちらにつきましては、こちらの真ん中に都市計画道路が入ってまいります。それから上位の都市計画マスタープランにおきましてこの地域の小拠点ということで、この地域を指定しておりますので、そのところを含めて第一種住居地域に変更するという考え方でございます。

次に源水ですけれども、こちらの方は第一種中高層住居専用地域でございます。それから沢山につきましては、第一種住居地域ということですが、小中一貫校が計画されてございます。それから下野につきましては、今年の1月に圃場整備の関係で用途地域を外すという決定が既にされてございますので白抜きになってございます。それからその南側のところについては、準工業地域が指定されております。これをまず源水のところにつきましては、道路の計画にあわせて第一種住居地域に変更、それから沢山につきましては、この学校関係のところにつきましては、それからこのインターから出た辺りのところ

ろを含めて第一種住居地域を拡大してございます。それから下野につきましては、この辺り全域が災害危険区域ですのでこの準工のところにつきましても用途を今回外すということにいたしました。以上が用途地域でございます。

次に地区計画のことについてご説明申し上げます。今回の地区計画の内容は、地区の環境の保全ということと、復興事業で土地の嵩上げを行いますのでそういったことを踏まえた内容となっております。それから定める区域につきましては、町方、安渡、赤浜、吉里吉里の4つの区画整理の区域全域を新たに定めるということです。

それから2つ目は、既に決めました安渡の津波復興拠点、こちらにつきまして事業の区域が拡大をされておりますので、その拡大された部分について地区計画の範囲を拡大するという内容と大きく2カ所でございます。

まず、町方の地区計画でございますが、その地域区分でございます。この凡例にございますが3種類の地区に区分してございます。この2カ所につきましては、商業地区Aという風に設定しておりますが、先ほどご説明いたしました用途地域の商業地域に合致する範囲でございます。それから商業地区Bでございますが、こちらの方は用途地域近隣商業地域のところに合致いたします。その他黄色の住宅地区につきましては、第一種住居地域に合致します。

まず、地区計画で定める内容は5つありますが、そのうちの1つは、建築物の用途の制限でございます。先程申しました3つの区域のうち商業地区Aの商業地域でございますが、商業ですので店舗、工場、倉庫といったところは概ね許容される場所ですけれども、これに対しまして畜舎とか、産廃施設などは立地できないように用途制限するという内容を今回定めております。それから商業地区Bですが、こちらは近隣商業地域ですので、ダンスホールというのはそもそも禁止されておりますが、店舗とか、工場というのはある程度許容されております。そういうことで今回畜舎と、産廃施設を制限するという内容です。それから住宅地区につきましては、店舗とか事務所というのは約3,000㎡までは許容されております。それから工場、倉庫についても一定規模可能でございますが畜舎について用途を制限するという内容でございます。

2つ目の制限は建物の高さでございます。これは商業地域が区画整理区域の中にならり近接しておりますので住環境の保全という観点なども考えまして、20m以下ということで高さを定めることとしております。20mは概ね6階から7階の高さに相当いたします。

それから3つ目は屋根外壁の色彩の制限ということで、原色を避け、落ち着いた色調を使用するという内容です。

それから4点目は地盤面の維持ということで、造成された地盤面の高さを維持するという内容です。それから住宅地についてですけれども、コンクリートブロックを用いる場合には、高さを60cm以下にするということでございます。この5項目が制限内容ということです。

次に安渡地区でございます。安渡地区は、用途地域が全域第一種住居地域ですので1つの区分としています。

次に赤浜地区です。こちらの方も全域が第一種住居地域でございますので、1つの区分としております。両地区とも共通してこの5項目を制限する内容でございます。

1つ目は土地の用途でございます。これは住宅地区ということですので畜舎だけを制限する。建物の高さにつきましては町方同様20m以下。それから屋根外壁の色彩についても同様でございます。それから地盤面の高さの維持というのも同様です。それから住宅地でございますのでブロック塀を用いる場合についてですが、高さ60cm以下ということになります。

吉里吉里地区です。こちらのところは、この区画整理区域の中におきましては準工が入っております。それから近隣商業地域、それから第一種住居地域と3つの用途を定めておりますので、その区域に用途地域の区域をあわせて地区区分としております。それぞれまず1点目は、建築物の用途制限です。住居地域につきましてはこれまで同様畜舎制限。商業地区は畜舎と産廃を制限。業務地区は準工業地域ですので劇場とかダンスホールを制限することを加えてございます。それから高さ、外壁色彩、それから地盤面の高さの維持、それから住宅地におきましては、ブロック塀の高さ制限は共通でございます。

最後に安渡津波復興拠点でございます。こちらにつきましては、Aの防潮堤の海側のところが区域が拡大されておりますので、こちらの方の区域を拡大するという内容でございます。こちらの建物用途の制限等々につきましては、これまでと同様でございます。

では大きく3つ目の話でございます。特定用途制限地域という内容でございます。この特定用途制限地域という都市計画につきましては、ふさわしくない建物の立地を規制するという内容でございます。定める区域につきましては、まだ将来的な土地利用が定まってない災害危険区域の方に定めるようにしております。具体的に制限する内容につきましては、この4点でございます。店舗、事務所、或いは劇場を含めてですが、床面積が3,000㎡を超えるような比較的大きなもの、例えば店舗、飲食店等でございますと、床面積3,000㎡以下までは第一種住居地域では建てられますけれどもそれをを超えるような大きいものを制限する。

2つ目は、遊戯、風俗のようなパチンコとかマージャン、或いはキャバレー、ダンスホールのような施設、それから公共施設、病院・学校という内容です。老人、それから小さい子どもが集まるような施設、病院、診療所、或いは学校ですね、いわゆる学校教育法で言われているもので、それから工場としまして、危険物が多いとか危険物を扱う工場、産廃施設、こういった施設の用途の建設を制限するという内容です。

指定する範囲を具体的にご説明いたします。

まず町方地区は、用途のところでもご説明いたしましたが、この用途を外した災害危

険区域のところ、それと安渡・赤浜をつなぐところ、それから吉里吉里地区も災害危険区域のところ。それと小枕地区も災害危険区域で用途を外したところ、それから安渡、下野ところも同様です。以上が特定用途制限地域の概要でございます。ということで用途地域、地区計画、特定用途制限地域以上の内容となっております。

あと、言い忘れましたが縦覧の時におきましては、まず4月の時には4名の縦覧者がございました。それから5月の地区計画の縦覧におきましては、3名の縦覧者がございました。以上ご説明申し上げます。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

非常にボリュームいっぱいありましたが、今の説明に関してご意見とかご質問ございませんか。ちょっと時間おくので何か考えていただきたいと思います。まあ用途地域、地区計画、特定用途地域の3つのところしっかり説明していただいたのだけれども、基本的には従来の地域から大きくかけ離れたところはないようには説明で感じました。それから地区計画も突出したような制限かけている訳でもないですし、それから特定用途制限地域というのは、今回、今までかかっていた用途地域が無指定になったものですから不要な開発が行われないように制限をかけたというような内容かなと思われま。何かご意見、ご質問はありませんか。

■後藤委員

じゃあ、ちょっと。

■岩間会長

後藤委員。

■後藤委員

お尋ねします。18ページの大ケ口地区ですが、都市計画道路が入ってくるというお話でしたけれども、その辺を具体的にお願いしたいと思います。

■宮本推進役

この地区の真ん中のところに、都市計画決定されている道路がございますので、その道路のですね、いわゆる沿道の部分を第一種住居地域にするという考え方でございます。いわゆる幹線道路沿いのところを第一種住居地域にするということにつきましては、12月に都市計画審議会の方にご説明をさせていただきました大槌町の用途地域等の指定方針及び基準というようなことの中で1つの考え方として出しておりまして、その基準に基づいてこの道路沿いを第一種住居地域にしてございます。

■岩間会長

ありがとうございました。

■後藤委員

今ね、元の中学校前に高層のビルが建って、あそこはその源水地区なわけですね。あそこの方々が将来道路がどうなるのかなということで大いぶ心配しているのです。そこをいくと大ケロに入っていくわけですけど、前もちょっと言ったのですが、桜木町もそんなんですよ。なかなかあれが拡幅するっていうのはもうちょっと困難だと思うんでね。そういう意味では大ケロもそうだと思うのです。両側に住宅が建っていますから。私がお聞きしたいのは将来道幅がどうなるのかと、どういう計画をもっているのかということをお尋ねしたいと思っているのですけども現状な現状でもいいです。

■岩間会長

以前に都市計画決定した際に提案しているのですけれども今その時の資料とか持っていないんじゃないですか。

■宮本推進役

今の源水のところにつきましては、幅員が12mということになってございます。

■後藤委員

ところが何件か新しい住宅を道路いっぱい建てているうちもあればね、だとすればやっぱりどっかでこう歯止めするっていうのかな。建築確認っていうのもあるのだから。

■岩間会長

それは、今も規制かかっているのですけど、いつ着工するかもわからないですから、通常の木造住宅とか許可で確認とれるというような、あくまでもこれは将来にわたっての予定って言うのですかね。そういうことで都市計画決定するのですけれどもなかなかいつ着工するっていうのは非常に難しいですね。

■菊池委員

実際私はそこにぶつかるのですよ。自宅が。さっきの説明12mの道ができますよってことなのですけれども、ただ本当にそれをやるかっていうと予定、あくまでも予定であると、じゃあ何でみんな新築しているのだと、ぶつかる所にやっているわけですから。後でなんか怒ってるみたいな話はききましたけどもね。自分で建てて、そこがぶつかってるっ

てことを知らなかったということです。ですから仮に町の方ではいろんな計画立てて用途の変更でもパブリックコメントってことでマストに出していますよね。今聞いたら3人とか5人とかってその程度なのですよ。ほとんどの人は知らない訳だからもっとこう知らせるような方法はないものかと。建ててからそうだったのかとゆう話私何回も聞いているのだけでも、予定は予定だということでしたら大丈夫だと聞いてましたんで。はい。

■後藤委員

たまたまあそこに三陸縦貫道も入ってきますしね、それで立場立場でどうなるのって聞かれるわけ。住民に。実際はもう道路拡幅するなんてとてもとてもできる話でもないしね、その辺をうまくもってかないとって。間に入っているとこう感じますけどね。

■岩間会長

事務局の方も感じていらっしゃると思いますよ。

■野崎委員

はい。実際的には今言った三陸縦貫道が通るからそれにあわせたような一応計画をやっておこななきゃだめだあよって意味合いも兼ねているのじゃないですか。そのぐらいの幅をとっておこななきゃいけないよってことなのさ。実際的にそれが事業進める、進めないとかの問題でなく、将来はこういうことがあるのだからということだと思っているのですけどね。

■岩間会長

今も全国的にもたしか数年前に盛岡なんかでも都市計画決定道路で、いつまでたっても着工しないといったなんか裁判沙汰になって全国でもそういう事例もある場合もあるので、これは町の将来の希望っていうのですかね、将来のまちづくりに必要だということ決定された道路だと思いますので、まあ建築制限かかっているんですけどもすべての建築物がだめだということじゃないものですからよろしくお願いします。その他なんか意見ございませんか。

■金崎委員

ちょっと。

■岩間会長

はい。金崎委員。

■金崎委員

小さな細かいことだけど、下野地区ですね20ページ。バイパスの下の谷のあるところあるよね。赤の点線の災害危険区域のそこね。このところちょうど左手のそこだけど、ここは確かに建物があったような感じですけど、ここ今草生えているところだと思うのだけでも、この点線の真っ直ぐいってこう綺麗に四角になればこの黄色い部分がね、第一種住居地域になっているのだけど、ここはちょっと下がっているところだろ。土地柄がさ。この黄色い部分に沿った山沿いところは確かに高いところだけどもこの角の部分は田んぼの続きで入ればここも災害危険区域にしてもいいようなところだよ。これわざとそういう住居の跡があるから外したのだろ。

■那須局長

宅地になっていまして、嵩上げされていまして高くなっております。それで浸水区域にならないのでその部分は災害危険区域からは外しております。それが用途地域として残っております。

■大水副町長

シミュレーションじゃそこまではいかないということになりますので。ギリギリセーフのところですよ。

■岩間会長

はい、その他ご意見ございませんか。事務局さんから補足説明とかあればですけども。ご意見ございませんか。無いですか。それじゃあご意見その他ないので審議を終わらせていただきます。それでは議案第1号大槌都市計画用途地域の変更についてから議案第7号大槌都市計画特定用途制限地域の決定についてまで議案のとおり承認することにご異議ございませんか。

■委員

異議なし。

■岩間会長

ありがとうございます。異議なしとのことなので議案第1号から第7号までを原案通り承認いたします。続きまして議案の第8号大槌都市計画下水道の変更について審議したいと思いますので事務局の説明をお願いします。

■雪下班長

はい。環境整備課の雪下と申します。よろしく申し上げます。私の方からは、大槌都市

計画下水道の変更ということでご説明させていただきます。

まず、都市計画での下水道の位置づけとしまして下水道は都市計画に定めるべき都市施設の1つでありまして、都市施設の種類、名称、位置、区域及び排水区域を定めることとされております。本町では、平成4年に下水道の全体計画を策定いたしました。平成4年12月21日に都市計画決定を行い、平成5年度より、下水道整備を進めてまいりました。しかし、東北地方太平洋沖地震でですね、中心市街地に甚大な被害が発生し都市計画を根幹から見直す必要が生じました。現在では、中心市街地は区画整理事業又は防災集団移転促進事業などにより復興を図るべく事業に着手し、新たなまちづくりに向けて事業を進めているところですが、今回の変更は復興計画に基づく都市計画の用途地域の変更に伴い大槌都市計画下水道の排水区域を変更しようとするものでございます。

今回の変更の内容ですが、既決定の排水面積は約314haだったのですが、変更後にですね393haに変更したいというものでございます。また、併せまして大槌の大槌浄化センターの敷地面積が確定いたしましたので敷地面積の変更を行います。30,700㎡から35,900㎡ということになります。

これは都市計画図の総括図になります。この赤い部分が今回区域の変更ということになります。393ha、ちょっとこれ小さいので大きな図面で具体的な場所をご説明させていただきます。このグレーの部分ですが既決定分の排水区域です。この赤い部分が追加となる区域です。ここは大槌10地割、12地割ということになります。こちら赤い部分が追加の区域となります。こちらでは、大槌の15地割、16地割、23地割、24地割を追加いたします。こちらは小槌の20地割、21地割、23地割、24地割、小槌の25地割、小槌の26地割、27地割を追加いたします。なお、浄化センターはこちらに位置しております。こちらですね小槌の25地割、26地割、27地割、小槌の32地割、大槌の24地割、26地割、28地割、29地割、30地割、あと安渡の一丁目、二丁目ということで追加になります。こちらで大槌の28地割、大槌の29地割、30地割、安渡の二丁目、三丁目、吉里吉里23地割、27地割、28地割、赤浜の一丁目、赤浜二丁目、3丁目ということで追加を予定しております。

これがあの大槌の浄化センターの一般平面図になります。グレーの部分は今まで決定されていた部分ですが今回赤の部分を追加して全体でですね35,900㎡ということで変更したいと考えております。

最後になりますがスケジュールの説明になります。都市計画下水道の変更のですね説明会は4月28日に行っております。5月7日から5月21日まで案の縦覧、意見書の提出ということで行っております。その際ですね特に意見等はございませんでした。本日の都市計画審議会ということになっております。今後はですね県知事に対して協議を行って都市計画の変更、下水道の変更をですね行っていきたいと思っております。以上で私の方からはご説明を終わらせていただきます。

■岩間会長

はい、ありがとうございました。只今議案8号の内容について事務局の方から説明いただきましたけれども、ご意見ご質問等ございませんか。

■金崎委員

はい、じゃあ。

■岩間会長

はい、金崎委員。

■金崎委員

まあ、下水道の地域が広がることに関しては誰もそれこそ赤浜もまたなかったのかということだからこれはいいことだと思う。それはそれでいいのだけど、このセンターの中の浄化センター、ここが広がるってことだけであそこには地権者がいると思うのだけどその関係はちゃんと納得済なのか。

■雪下班長

はい。赤い部分も含めてですね用地買収させていただいていたのですが、今回あのグレーの部分だけの決定でしたので今回あわせてこの部分も変更したということでございます。

■金崎委員

はい、了解しました。

■岩間会長

はい、その他ご意見ご質問ありませんか。

■菊池委員

はい。

■岩間会長

はい、菊池委員。

■菊池委員

今の計画について、この計画を実施するにあたっていつぐらいに予定を、まあ順次だとは思うのですけど。

■雪下班長

そおですねえ・・・

■岩間会長

今答えられないよね。

■雪下班長

はい。じゃあちょっと私の方から。全体をですね、いついつまで整備するというのはここではお答えできないのですが、今年度ですね、早期概成計画といいまして汚水処理のですね計画を立てる予定しておりますので、その中で全体の整備をいつぐらいまでやっていけるかというのを計画していきたいと思っております。まあ近々で整備するのはですね、町の方で直接的には、大ケ口地区とかですね桜木町地区の方を整備の方やっておりますが区画整理、防集の事業にあわせて当面はそちらの方を下水道整備していきたいと考えております。

■岩間会長

はい、わかりました。菊池委員よろしいですか。

■菊池委員

はい。

■岩間会長

はい。あのじゃあ事務局の方から補足あるということ。

■那須局長

今回のやつは、都市計画決定ですので、全体の計画の区域を決定したもの。その他にもう1つは、下水道事業の認可というのがございます。これ大体5年間です。事業認可区域については、この中のさらに一部を今回の事業認可区域として5年間の間に整備していく。その次また5年間、5年間ということでそれをやっていくという格好。だからこの後の事業認可でですね、5年間で整備すべき区域っていうのがきちっと明示されることになる。

■岩間会長

はい、ありがとうございました。はい、金崎委員。

■金崎委員

まあ、確かにそういうことは計画だしね、認可のこともあるけどもただこの赤枠で囲ったところ見れば例えば小鎚川流域に目をやればね、生井沢の方まで赤で区切っているのだけでもさ、なんでこの花輪田抜けんのかなって思ってさ。やっぱ花輪田の方からも要望出ているのさ。前からね。

■那須局長

区域入ってる。もう既に入ってる。

■金崎委員

どこさ。

■那須局長

グレーの部分。

■大水副町長

元々都市計画区域ではある。

■金崎委員

計画にはね。それぐらいわかるけどさ。

■大水副町長

事業着手までいってないってこと。

■金崎委員

これなるべくねえ。

■岩間会長

そうですね。住民の方は区域に入るとすぐ入るものだと思っちゃいますからね。釜石も30年ぐらい前に作ったやつもまだやっていないのありますからね。

■後藤委員

那須さんにお尋ねします。あなたは地元の方だから。浄化センターですね、位置、あそこはですねかつて小鍬川の湧水地だったのです。潮がたってくればもういっぱいになってね、そのころはまだよかったです。ところがあのようになってしまう。今雨降らないですけどね、ちょっとの集中豪雨があると氾濫します。小鍬川が。おの対策を考えないと下水道はもう全町にも拡大して行って。この前も柵内、大ケ口でなんか騒ぎがあったみたいですけどね。

それと後、専門家の方に意見聞くと橋にかけているのですけどね、特に臼澤橋っていうのはですね今度あそこに県立病院っていうでっかい施設ができるわけですよ。ものすごい量使うと思うのです。あの下水道。病院ですから。だから桜木町の方から延長してもっていった方がいいわけですよ。小鍬川の下を通せればいいのですけど臼澤橋に架けてあるですよ。管を。あそこ今、ダンプが土を積んでね、頻繁に走っています。あの橋作ったのも地元の業者が作った橋で、そろそろ寿命なのさあの橋が。崩れたりなんかしたら大変ですよ。だから私下水道はね、絶対事故あったらいけないと思っているのです。半日でも1日でも。ましては病院でしょ。災害住宅はいっぱい建っているし、でもやっぱり心ある人たちはね話しています。これで大丈夫なのかなと。ということで今のその浄化センターも今から7、8年前だったかな、大水が来たときちょっと入りそうだったのですね。だから、そこの川側を嵩上げするとかね水対策を考えていただきたいと思うのですけどもね。どうですかね、那須さん。

■那須局長

2点あって1つは生井沢川のところです。生井沢川って準用河川にはなっていないので今は何の手もつけられないのですが、いつも溢れた時っていうのは、パチンコ45いわゆるマストと処理場ができたことによってまあそこに水が結構出るっていうのは認識しております。あと、前一度なった時は、はちょうど小鍬川の水門工事で仮閉め切りを半分しております。その影響もあって水が溜まった。今のところはそこまでなるような大雨はない。ただ、生井沢川については今後、準用河川に指定なりして河川改修していく必要があるかと思えます。次に臼澤橋ですけども、臼澤橋は現在もう長寿命化計画ということで工事を発注してございます。ただ、今あそこの交通量が多いので、今どのような形であそこの補修をするか今業者と色々検討しているところ。夜間通行止めにするとか、色々通行に支障あるので検討しているところ。まあ長寿命化で改修ということでは発注済でございます。

■岩間会長

はい、ありがとうございます。

■後藤委員

ちょっとすいません。私の言い方が悪くてね、あの一番はですね浄化センターの場所。あそこは潮がたつてくると、満潮になってくると水位が上がるわけですよ。そういうことでもありますし、大水が出た時に、その満潮になったりなんかすれば簡単にですね浄化センターに水が入ってくと思うのです。その辺を考えていただきたいなあと。対策をですね。ということですけどもね。

■岩間会長

はい、わかりました。それでは那須さん達の方でこれから考えていただくということで。その他何かご意見等ございませんか。

■委員

なし。

■岩間会長

はい、わかりました。特にご意見ないようなので議案8号について承認することにご異議ございませんか。

■委員

異議なし。

■岩間会長

はい、ありがとうございます。ご異議ないということで議案第8号大槌都市計画下水道の変更について原案のとおり承認いたします。それではありがとうございます。これで議事案件8件あったのですけども全て終わりました。それでは6のその他になりますけど事務局の方からご連絡をあれば。

■小林

次回の都市計画審議会なのですけれども、6月ですね末、26日を予定しておりますので、また詳細な日程内容決まりましたらご連絡させていただきますので宜しくお願いいたします。以上です。

■岩間会長

ありがとうございます。委員の皆様はなにかありませんか。

■委員

なし。

■岩間会長

ありがとうございます。今日は本当にありがとうございました。大変ボリュームあって最初心配したのですがおかげさまでスムーズに進行させていただきました。ありがとうございます。

いよいよこれから用途地域も地区計画も決定して工事をばんばんするだけだと思うのですが、まだまだ波がくるまで大変だと思うのですが、私も仮設暮らし5年目になりました。最初世の中で言うほど仮設暮らしも悪くないなって思っていたのですが、ただ物がいっぱいになってですね、財産だかゴミだかわかんないですけども、この間の資料とかもあれどこいったかって探したらどこに何があるかわからなくなってきちゃって、そろそろ限界かなあと思っていました。

私も計画しているところも下水道が入るか入らないかということでいつ入るのかなあと思っていて、それにあわせて間に合うようには作りたいなあと思っていましたので、町の人たちも自分の前の道路とか下水とか入ってくるのかなってというのは、今まではほとんどこういう都市計画決定しても住民の方は全く意識なかったと思うのですが、今はいろんな情報入ってきますので地区になった、すぐ出来るのだという思いになると思いますけど、都市計画道路も下水道の区域もそうなのですが、すぐ作ればいいのですがなかなかそういうわけにはいかないということみなさんわかっているんで、いつ頃から着工というのはわかると住民の方々、安心していろんな計画作れると思いますので、事務局の方大変だと思いますが宜しくお願いしたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

■小林

岩間会長、委員の皆様長時間のにわたりご審議いただきましてありがとうございました。本日、委員の皆様方から出されました貴重なご意見等につきましては、十分、調査、検討いたしまして事業を進めてまいりたいと考えております。それではこれらを持ちまして平成27年度第1回大槌町都市計画審議会を終わります。本日はお忙しい中誠にありがとうございました。

11時04分終了